

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 災害対策基本法施行令の一部改正

(第一条関係)

防災基本計画等と整合すべき都道府県の計画に奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画を加える等所要の改正を行うものとする。

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法施行令の一部改正

(第二条関係)

小笠原諸島振興開発計画の根拠条項が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものとする。

第三 総務省組織令の一部改正

(第三条関係)

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

第四 財務省組織令の一部改正

(第四条関係)

大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

第五 農林水産省組織令の一部改正

(第五条関係)

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

第六 国土交通省組織令の一部改正

1 都市・地域整備局等の所掌事務の特例の延長を行う等、所要の改正を行うものとする。

(第六条関係)

2 都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例に、独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基

金分科会の庶務に関するを追加すること等、所要の改正を行うものとする。

(第七条関係)

第七 国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正

(第八条関係)

委員会に、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金分科会を置くこと等、所要の改正を行うものとする。

第八 附則

この政令の施行期日について定めること。